



インボイス制度について

総務省は本年6月1日、都道府県に対し、消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度への対応及び広報・周知について依頼する文書を送付しました。消費税のインボイス制度においては、仕入税額控除のために適格請求書の保存が必要となり、事業所がインボイスの交付を行うためには本年10月1日から始まった税務署への「適格請求書発行事業者」としての登録申請が必要となります。

インボイス制度とは？

仕入れや販売に関して、取引の透明性を高め、正確な経理処理をするため、商品などの適用税率や税額を明記した「インボイス(適格請求書)」を保存することが求められます。

このことは、民間事業者に限ったことではなく、地方公共団体等においても物品販売やサービス提供の取引においてインボイスを交付する必要がある場合があります。このため、総務省は令和5年10月1日のインボイス制度の開始に間に合わせるためには、令和5年3月31日までに、つまり来年度中に登録申請を行う必要があり、地方公共団体においては会計ごとに登録申請等の準備やインボイスに伴う請求書様式の改正、システム改修等の対応に留意するよう求めています。

そして、市区町村に対しても、事業者としての立場からのインボイス制度への対応及び事業者への広報・周知を行う事を合わせて依頼しています。

一方、先月10日付けの共同通信の記事によると『「インボイス」が導入されるのを控え、約6割の中小企業が準備をしていないことが、日本商工会議所の調査で分かった。制度の理解が進んでいないため、小規模事業者では7割を超えた』とありました。さらに、システム改修など具体的な準備を始めているのは中小企業全体のわずか6.4%に留まるとの指摘がされていました。

そこで、本県におけるインボイス制度への対応について、以下3点、知事に

伺います。

まず1点目、本県の事業者としての立場から、インボイス制度への準備状況について、準備が必要となる部局や事業にはどのようなものがあるのか。また、その準備の進捗状況はどのようになっているのか。今後、どのように準備を行っていくのか、お尋ねします。

次に、2点目、インボイス制度の広報・周知に係る本県の取り組みについて、総務省の依頼文には、「制度の導入に向けて混乱が生じないよう万全の準備を進めるためには、事業者身近な地方公共団体からの働きかけが有効」であるとし、「庁内関係部局と連携を図りつつ、積極的に対応いただくようお願い」する旨の記載があります。

そこで、お尋ねします。本県におけるインボイス制度の事業者への広報・周知に係る取り組みは現状どのようになっているのか。また今後、どのように行っていくのか、お尋ねします。

最後に3点目、インボイス制度の導入に向けた県内市町村との連携はどのように図られているのか伺います。特に、比較的に小規模な市町村においては、マンパワーの不足から対応に苦慮するのではないかと、また、そうした団体の対応の遅れから取引先の事業者が仕入れ控除ができないという問題が起きるのではないかと、ということが危惧されます。県としては、インボイス制度導入に係る市町村の足並みを揃えるため、研修方法を工夫し、また、市町村の間でも情報共有や連携を図ることができるよう取り組む必要があると考えますが、こうした点に関し、今後の本県としての対応をお尋ねします。

【服部知事の答弁】

(1) 本県の事業者としての立場における準備状況について

県においてインボイス発行の対象となるのは、庁舎等維持負担金や施設使用料、公営企業会計の売上げといった課税収入であり、それらの収入を所管する部局において、インボイス対応の準備が必要となる。

また、インボイス発行のためには、税務署への事業者登録が必要となるが、県の場合、一般会計、特別会計、公営企業会計ごとに登録を行うとされていることから、事業者登録については会計ごとの所管部局が関係します。

このため、今年8月に、庁内各部局に対しインボイスの発行が必要な収入に

についての調査を行い、事業者登録等への対応に遺漏が無いよう制度の周知を行いました。

また、請求書に適用税率や消費税額等の必要事項を表示するための対応について、財務会計システム改修も含め、現在検討を行っているところです。

今後、対応が必要な収入、事業者登録が必要な会計の精査を行うとともに、請求書の表示方法等に係る検討結果を関係部局で共有し、令和5年3月31日までの事業者登録申請、令和5年10月1日の制度施行にスムーズに対応できるよう準備を進めてまいります。

(2) インボイス制度の広報・周知について

広報・周知については、国において、関係府省庁が所管する業界団体を通じた取組を実施しているところですが、地方公共団体においても、国税局や税務署から依頼があった場合には、積極的に協力してもらいたい旨、通知がなされています。

本県においては、国からの通知に基づき、国税庁が作成した各種広報資料を県税事務所などに配架、掲示しているところです。

また、県の広報媒体を用いた周知について、国と連携して実施してまいります。

事業者に対しては、県内4地域の地域中小企業支援協議会のネットワークを活用し、窓口での相談対応をはじめ、講習会の開催や中小企業診断士等の専門家派遣などにより、制度の周知に努めています。

また、具体的な案件については、協議会の構成員である商工会議所・商工会の経営指導員を中心に、個々の事業者の状況に合わせて、きめ細かな支援を行っているところです。

県としては、関係機関と連携しながら、様々な機会を捉え、インボイス制度の周知に努めてまいります。

(3) インボイス制度の導入に向けた県内市町村との連携について

県では、これまで、市町村がインボイス制度の導入を円滑に進めていけるよう、副市町村長会議や公営企業担当者向けの実務研修会に、福岡国税局から職員を招き、インボイス制度の事業者登録の流れやスケジュールについて説明を

行ってきました。

これにより、水道等の公営企業部門においては、事業者登録の必要性が認知され、システム改修に着手している団体もあります。

一方、一般会計においては、まだ多くの団体で準備が進んでおらず、対象となる取引の洗い出しも未着手の団体があります。

県としては、今後、一般会計における準備が着実に進むよう、制度の周知徹底を図るとともに、研修会を充実させ、請求書の記載方法など、より実務に沿った研修を行ってまいります。

また、市町村間の意見交換会の開催についても検討してまいります。

令和5年10月1日までに、全ての市町村がインボイス制度を円滑に導入できるようにしっかり支援をしてまいります。